

議案第121号

さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第24条 教職員に係る失業者の退職手当の支給については、<u>さいたま市職員の例による。</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第24条 教職員に係る失業者の退職手当については、さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「市職員退職手当条例」という。）第16条の規定を準用する。<u>この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員」と、「市長」とあるのは「委員会」と、同条第2項中「職員等」とあるのは「教職員等」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第29条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第26条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第24条において<u>その例によることとされるさいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「市職員退職手当条例」という。）</u>第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第29条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第26条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第24条において読み替えて準用する市職員退職手当条例第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第31条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定</p>

第31条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条第1項及び第31条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第24条においてその例によることとされる市職員退職手当条例第16条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3～6 [略]

附 則

1～21 [略]

22 [略]

により算出される金額（次条第1項及び第31条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第24条において読み替えて準用する市職員退職手当条例第16条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3～6 [略]

附 則

1～21 [略]

（失業者の退職手当に係る在職期間の適用限度）

22 退職した教職員（第2条第1項に規定する教職員（同条第2項及び附則第5項の規定により教職員とみなされる者を含む。）をいう。）のうち、その者が退職した際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第24条において準用する市職員退職手当条例第16条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における第18条の規定の適用については、さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成28年さいたま市条例第49号）附則第2項の規定を準用する。

23 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。